公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９９号
岩手県北上市上野町１丁目17番31号、旧住所岩手県北上市常盤台３丁目４番38号　グリーンヒルズときわ台201号
債務者　佐々木薫織
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第５号
岩手県北上市村崎野15地割534番地65　ホワイトロッジ松川Ａ棟203号
債務者　近藤　智尋
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第６号
岩手県北上市和賀町横川目13地割21番地13
債務者　内澤千恵子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第８号
岩手県北上市藤沢21地割116番地15
債務者　佐々木翔太
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１号
石川県能美市倉重町甲５番地２
債務者　山本　　武
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１１号
石川県加賀市別所町漆器団地28番地の４
債務者　岩倉京代美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２３９号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ケ原３丁目105番地　松原団地Ｂ棟　205号
債務者　今村由美子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
福井市和田東１丁目2317番地　カーサジュネスＢ棟202号、旧住所福井市蒲生町第12号６番地３
債務者　多田　裕子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
福井県吉田郡永平寺町谷口第２号51番地
債務者　鰐渕　　昇
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
福岡県久留米市中央町８番地16　レオパレス中央町202号、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田776番地14
債務者　宮本　和博
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３号
長崎県大村市植松１丁目210番地１　シャトレー成仁102号、前住所佐賀県小城市三日月町久米1495番地３　エスト・ソレイユＤ103号
債務者　小林阿佑美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９２５号
千葉県船橋市三咲９丁目15番56号
債務者　三瓶　明美（旧姓築島）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県三田市尼寺882番地61
債務者　ウメザワ写真工芸こと　梅澤　哲雄
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７９号
神戸市長田区重池町１丁目７番14号　ハイツサンウインド201号
債務者　古川　美樹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
千葉県木更津市畑沢南４丁目９番45号　シティハイツＢ棟101号
債務者　大森みさ子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１４４号
青森県南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原144番地１
債務者　中山　文子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　青森地方裁判所弘前支部